

地区計画ガイド

大曲のぞみ野地区

○地区計画の区域内において建築行為などを行うときには、届出が必要となります。

◎届出、勧告

地区内で建物を建てたり、宅地を造成したりする場合は、着手の30日前までに都市計画課に届出していただくことになります。

都市計画課では、届出を受けた計画が地区計画に適合しているかをチェックします。適合していない場合は、設計変更などをしていただくよう勧告します。

◎建築条例

地区計画の中で特に重要なものについては、市の「建築条例」で定めています。これにより、建築確認の必要条件となり、内容に適合しない場合は、建てられなくなります。

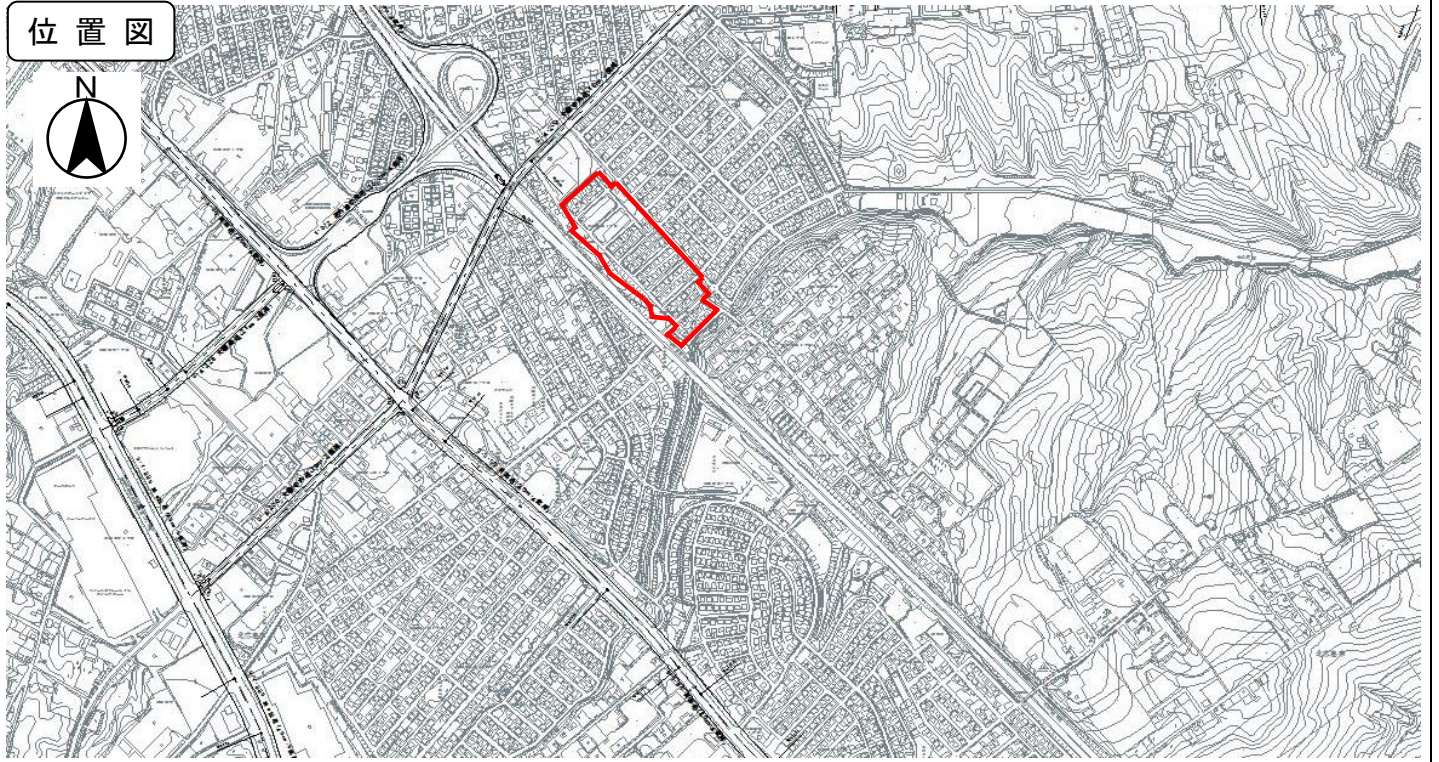
(お問合せ先)

北広島市役所企画部都市計画課

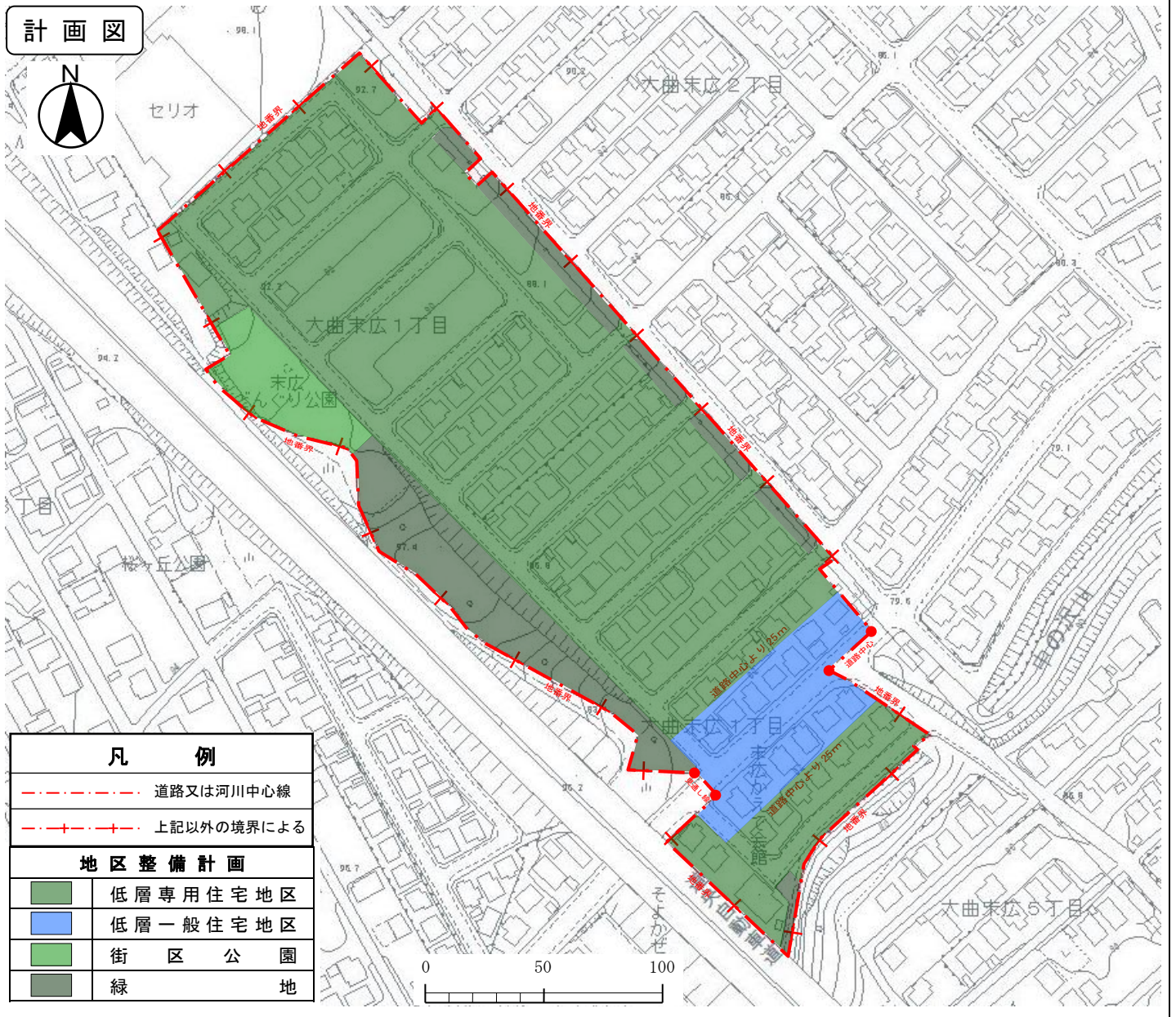
北広島市中央4丁目2番地1

TEL : 011-372-3311(内線 3626)

位置図



計画図



凡 例

- 道路又は河川中心線
- 上記以外の境界による

地区整備計画

	低層専用住宅地区
	低層一般住宅地区
	街区公園
	緑地

地 区 整 備 計 画	名称		大曲のぞみ野地区地区計画	
	区域		計画図表示のとおり	
	面積		約4.9ha	
	地区施設の 配置及び規模	道路		
		公園、緑地、広場 その他の公共空地	街区公園 約0.2ha 緑地 約0.6ha	配置は計画図のとおり 配置は計画図のとおり
	地区の 区分	地区の名称	低層一般住宅地区	低層専用住宅地区
		地区の面積	約0.4ha	約4.5ha
	建築物等の用途の制限			<p>次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。(第1号から第6号までの2以上に該当するものを含む。)</p> <p>(1) 専用住宅(法別表第2(イ)項第1号に掲げる「住宅」をいう。ただし、3戸以上の長屋を除く。)</p> <p>(2) 兼用住宅(令第130条の3に規定する「住宅」をいう。ただし、3戸以上の長屋を除く。)のうち、次のア又はイに掲げる用途を兼ねるもの ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの イ 出力の合計が0.75kw以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>(3) 前2号からなる2戸の長屋</p> <p>(4) 共同住宅(3戸以上のものを除く。)</p> <p>(5) 幼稚園、保育所又は集会所(これらに管理用住宅を併設するものを含む。)</p> <p>(6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要な建築物</p>
	建築物の敷地面積の最低限度		180㎡	180㎡
	建築物等の形態又は意匠の制限			<p>自己の用に供する広告物(北海道屋外広告物条例第6条第1項第3号に掲げるものをいう。)のうち、次のいずれかに該当するものは、建築物に表示し、又は築造設置してはならない。</p> <p>(1) 独立して築造設置する広告塔、広告板類(突出し広告、三</p>

		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>角柱広告、看板などを含む。)で次のアからエまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 高さ(脚長を含む。)が3mを超えるもの</p> <p>イ 1辺(脚長を除く。)の長さが1.2mを超えるもの</p> <p>ウ 表示面積(表示面が2以上の時はその合計)が1㎡を超えるもの</p> <p>エ 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうもの</p> <p>(2) 建築物に表示する広告看板類で、前号イからエまでのいずれかに該当するもの</p>
		垣又はさくの構造の制限	<p>へいの高さは、1.5m以下とする。ただし、生け垣はこの限りでは無い。</p> <p>へいの高さは、1.5m以下とする。ただし、生け垣はこの限りでは無い。</p>
備	考		用語の定義及び面積等の算定方法については、特別に定めるものを除き、建築基準法及び同法施行令の例による。

名 称	大曲のぞみ野地区地区計画	
位 置	北広島市大曲末広1丁目の一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	約 4.9 ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、北広島市の西方にあたる大曲地区に位置し、民間が開発したのぞみ野団地に隣接しており、民間による宅地開発事業が進められ、現在までうるおいのある良好な住環境を形成している。</p> <p>そこで、本計画では、当該宅地開発事業の事業効果の維持、増進を図り、建築物の用途の混在や敷地の細分化などによる居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>当該宅地開発事業の土地利用方針を基本としつつ、次の地区に指定し、その地区にふさわしい土地利用を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 低層専用住宅地区 閑静で落ち着きのある住宅地が形成されるよう、戸建の専用住宅地を主体とした地区とする。 2 低層一般住宅地区 専用住宅の他に小規模な店舗、事務所等の立地を誘導し、周辺地域と調和のとれた地区とする。
	地区施設の整備の方針	<p>地区内の区画道路及び街区公園を適正に配置し、その機能の維持・保全を図る。また、地区施設として街区公園及び緑地を地区計画に定める。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 低層専用住宅地区にあつては、住宅市街地としての環境保全が図られるよう、その地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を行う。 2 良好な居住環境の形成に必要な敷地を確保するため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 低層専用住宅地区にあつては、閑静な戸建住宅地にふさわしい景観の形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」を行う。 4 道路に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのあるまちなみを形成するため、「かき又はさくの構造の制限」を行う。
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<p>良好な住環境を形成するため、宅地の地盤面は、周囲の生活環境を損なわない高さとする。</p>